

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面:「マネーパートナーズ店頭商品デリバティブ取引約款」

改訂日 :平成 31 年 4 月 1 日改訂

旧	新
<p>●第 5 条 口座開設</p> <p>(1) お客様が店頭商品デリバティブ取引を行うために CFD-Metals 口座を設けるには、パートナーズ FX 取引口座が開設されていることを条件とし、会員専用サイト内にある口座開設申込みフォームよりマネーパートナーズ指定の必要事項を入力する。ただしその申込にあたっては以下の各号に掲げる全ての要件を満たしていることを要する。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p><新設></p> <p>⑥お客様が法人の場合、CFD-Metals 取引を行うことは、法令その他の諸規則または定款、その他の内規に違反せず、CFD-Metals 取引のために必要な法令上の手続及び内部手続遵守のための体制を有していること。</p> <p>●第 33 条 届出事項の変更</p> <p>(1) マネーパートナーズに届け出たお客様の氏名、住所、または所在地、その他の事項に変更があった場合には、お客様はマネーパートナーズに対し、遅滞なく会員専用サイトまたは所定の方法により、必要な添付すべき書類とともにその旨を届け出るものとする。</p> <p><新設></p> <p>マネーパートナーズ店頭デリバティブ取引約款改訂記録</p> <p><追記></p>	<p>●第 5 条 口座開設</p> <p>(1) お客様が店頭商品デリバティブ取引を行うために CFD-Metals 口座を設けるには、パートナーズ FX 取引口座が開設されていることを条件とし、会員専用サイト内にある口座開設申込みフォームよりマネーパートナーズ指定の必要事項を入力する。ただしその申込にあたっては以下の各号に掲げる全ての要件を満たしていることを要する。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p><u>⑥お客様が日本国籍を保有せず日本国内に居住している場合、在留資格及び在留制限等の確認のため、在留カードもしくは特別永住者証明書の提出をすること。</u></p> <p>⑦お客様が法人の場合、CFD-Metals 取引を行うことは、法令その他の諸規則または定款、その他の内規に違反せず、CFD-Metals 取引のために必要な法令上の手続及び内部手続遵守のための体制を有していること。</p> <p>●第 33 条 届出事項の変更<u>等</u></p> <p>(1) マネーパートナーズに届け出たお客様の氏名、住所、または所在地、その他の事項に変更があった場合には、お客様はマネーパートナーズに対し、遅滞なく会員専用サイトまたは所定の方法により、必要な添付すべき書類とともにその旨を届け出るものとする。</p> <p><u>(2) お客様が、日本国籍を保有せず日本国内に居住しており、在留カードもしくは特別永住者証明書の有効期間が満了した場合には、満了日到来後1ヶ月以内に新たな在留資格及び在留制限等の確認のために、再度、在留カードもしくは特別永住者証明書を提出するものとする。提出されない場合には、口座を解約する場合があります。</u></p> <p>マネーパートナーズ店頭デリバティブ取引約款改訂記録</p> <p><u>平成 31 年 4 月 1 日改訂</u></p>